

自治体交通担当者のための道路運送法実務マニュアル  
(国土交通省中部運輸局令和6年3月、p.22)

## コラム 運賃協議会について

### ■地域交通協議会と運賃協議会の関係

地域交通協議会が、「路線」「系統」「ダイヤ」「車両」という運送サービスの内容についての協議を行う場であるのに対し、運賃協議会は「運賃」がそのサービスに見合った対価であるどうかを協議し、関係者が賛成多数となった場合、協議が調います。

地域交通協議会において、運賃について競争を制限しない範囲内で意見交換することまでが否定されているわけではありません。地域交通協議会で、「路線」「系統」「ダイヤ」「車両」について協議する際、「運賃」についても意見交換し、その結果を参考意見として運賃協議会に送付した上で、運賃協議会で運賃についての議決を行うことが望ましいといえるでしょう。

	地域交通協議会	運賃協議会
路線・系統	○	—
ダイヤ	○	—
車両	○	—
運賃	×（意見交換はしてもよい）	○

### ■運賃協議会の設置

道路運送法第9条第4項に基づく運賃協議会については、新たに会議体を設置することによる対応のほか、地域交通協議会の設置要綱に、①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定を追加することや、②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定を追加することによっても対応可能です。

運賃協議会の構成員は以下の通りです（括弧内は出席者の代表例）。

- a. 市町村又は都道府県（担当部局の責任者）
- b. 当該一般乗合旅客自動車運送事業者（運賃改定の対象となるバス事業者）
- c. 地方運輸局長（運輸支局）
- d. 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者（住民代表）